下記の・・・・・・・は、「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」第３条第１項の検査に合格したことを証明する。

植物の種類、梱数及び数量
容器包装の種類
荷送人の住所及び氏名
荷受人の住所及び氏名
検査年月日

別記様式第三号（第４条第１項関係）

移動制限植物移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく・・・・・・・植物防疫所を経由して申請します。

住所
職業
氏名　㊞

年　月　日

農林水産大臣　殿

植物等の普通名称及び学名	
梱数及び数量	kg
産地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定年月日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	
移動後の管理の場所その他の管理方法	
移動後の管理責任者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

備考　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第四号（第４条第２項関係）

第　号
年　月　日

移動制限植物移動許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・・は、「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」第３条第１項ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名
梱数及び数量
産地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

○国土交通省令第七十八号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）及び下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十四号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条第二項及び第二十五条の十二第二項並びに下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の十二第一項第三号及び第二項の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の四　令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠（ふせこし）である構造の部分を有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

一　下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所

二　伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

２　令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存することとする。

一　点検の年月日

二　点検を実施した者の氏名

三　点検の結果

別記様式第二第一表備考１中「分けて記載」の下に「し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載」を加え、「分流式の公共下水道の」を「分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の」に改め、同表備考４中「雨水管渠（きょ）」の下に「又は雨水公共下水道」を加える。

別記様式第二第二表備考１中「分けて記載」の下に「し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載」を加え、「分流式の公共下水道の」を「分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の」に改め、同表備考３中「吐口又は」を「吐口、」に改め、「排除すべき吐口」の下に「又は雨水公共下水道の吐口」を加え、「雨水吐又は分流式雨水管渠（きょ）」を「雨水吐、分流式雨水管渠（きょ）又は雨水公共下水道」に改め、同表備考４中「排除すべき吐口」の下に「又は雨水公共下水道の吐口」を加える。